

金融機関の不良債権について

1 不良債権とは

金融機関は企業や個人に融資しますが、企業の経営状況悪化等により約定どおり返済してもらえない場合が生じます。こうした貸出金を不良債権といいます。

2 不良債権の開示

「不良債権」の開示については、銀行法の基準に基づくリスク管理債権と金融再生法の基準に基づく開示債権があります。

また法的な義務づけはありませんが、自己査定で債権回収が不可能なものや回収についての懸念があるものなどについて公表している金融機関もあります

全国の銀行の不良債権額（2000年9月時点）は、下記表のとおり、銀行法に基づくリスク債権では3兆8千億円、金融再生法に基づく開示債権では3兆2千億円となっています。

（注）銀行法に基づくリスク債権と金融再生法に基づく開示債権額の差は、対象債権が前者は貸出金のみなのに対して、後者は貸出金の外、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金、支払い承諾見返が対象となっていることなどから生じています。

（1）銀行法に基づくリスク管理債権

（単位：億円）

	破綻先債権	延滞債権	3ヶ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	合計
都市銀行	10,270	79,330	5,490	23,740	118,830
長期信用銀行	7,870	14,350	530	16,750	39,500
信託銀行	4,770	21,050	710	8,060	34,590
主要行計	22,910	114,730	6,730	48,550	192,920
地銀計	17,310	66,900	2,390	38,670	125,270
全国銀行系	40,220	181,630	9,120	87,220	318,190

（2）金融再生法に基づく開示債権額

（単位：億円）

	破産更生債権等	危険債権	要管理債権	合計
都市銀行	24,850	69,000	29,240	123,090
長期信用銀行	11,940	11,290	17,280	40,510
信託銀行	9,060	17,660	8,530	35,250
主要行計	45,850	97,950	55,050	198,850
地銀計	40,620	54,640	34,870	130,130
全国銀行計	86,470	152,590	89,920	328,980

3 不良債権の償却

（1）不良債権償却の目的

不良債権を減らすことにより、銀行の体質を強化し、信頼を回復するとともに、銀行は企業に対して十分な資金の供給が可能となり経済に好影響を与えることが出来ることから、早期の償却が必要とされています。

(2) 緊急経済対策

平成13年4月6日政府がとりまとめた緊急経済対策に、「主要銀行の有する破綻先、破綻懸念先債権を2003年3月期までに貸借対照表から消去(直接償却)する。また、新たな発生分は3年以内に処理する。」との内容が盛り込まれました。

4 不良債権の直接償却の方法

不良債権の直接償却には、次の3つの方法があります。

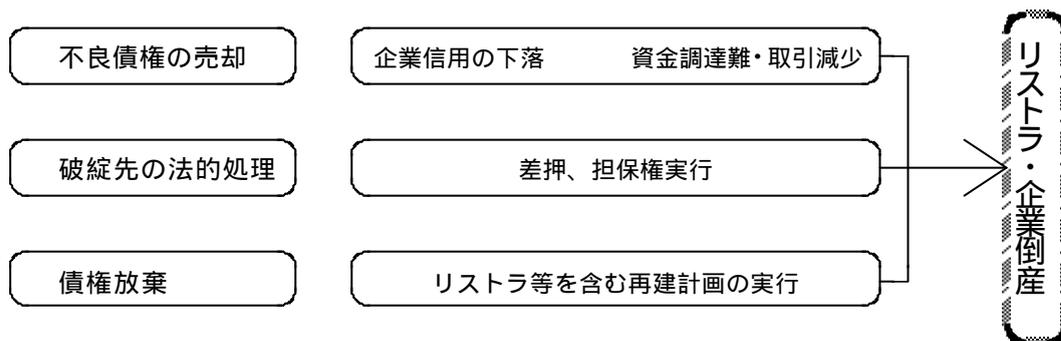
不良債権を他人に売却する。

貸出先企業を会社更生法や民事再生法に基づいて、倒産などの形で法的に整理する。

債権の一部を放棄する。

5 直接債権償却による影響

(1) 直接償却による影響としては、次のような企業の倒産やリストラの事例が考えられます。



(2) 労働市場への影響の規模

労働市場への影響を推計することは難しいのですが、マスコミによると次のような報道がなされています。

竹中経済財政担当相発言(5月22日参院予算委員会)

「1兆円の不良債権処理で数千から1万人、数十兆円では数万人から数十万人が職を変える必要がある」

経済産業省非公式試算(6月12日)

不良債権処理対象の70%の企業の従業員が失業すれば、15.8万人、95%では、21.5万人と試算。

民間シンクタンク等の予測

シミュレーションの前提の違いで差が大きいですが、50万人~100万人が失業する。

6 影響緩和のためのセーフティネット整備

前記のように推計の幅が大きいです。いづれにしても、懸念される労働市場への影響を緩和するため、緊急経済対策には各種のセーフティネット(安全網)の整備等が併せて盛り込まれています。